

IFRS Developments

不確実性に関する開示



重要ポイント

- 国際会計基準審議会(IASB)は、2025年11月28日にIFRS第7号、IFRS第18号、IAS第1号、IAS第8号、IAS第36号及びIAS第37号の設例に対する修正となる、「財務諸表における不確実性に関する開示」を公表した。
- 本設例はIFRS会計基準における既存の要求事項を示しているものである。
- 本設例には発効日や経過的な要求事項は定められていない。企業は設例による変更を適用するために十分な期間を確保することが認められている。

はじめに

2025年11月28日、国際会計基準審議会(以下、「IASB」)は、「IFRS第7号、IFRS第18号、IAS第1号、IAS第8号、IAS第36号及びIAS第37号の設例に対する修正—財務諸表における不確実性に関する開示」を公表した。これは、複数のIFRS会計基準に設例(以下、「本設例」)を追加するものである。本設例は、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性に関する報告を改善することを目的としている。特に、一般目的財務報告書内の情報の一貫性や、財務諸表における気候関連リスク及びその他の不確実性に関する十分な情報について、利害関係者の懸念に対応するものである。

本設例は、企業がIFRS会計基準の既存の要求事項を適用し、不確実性の影響を財務諸表で報告する方法を、気候関連の事例を用いて示したものである。本設例はIFRS会計基準の既存の要求事項を追加したり変更したりするものではない。

本設例は、重要性の判断、重大な判断及び見積り、集約及び分解などのトピックを扱っている。

背景

投資家や規制当局は、財務諸表、経営者報告書、サステナビリティ関連開示が一貫性のある、つながりのあるストーリーを示すことにより一層期待している。したがって、企業は財務諸表の主要な利用者(以下、「主要な利用者」)が理解できるよう、関連性があり透明性の高い情報および開示を一貫して提供する必要がある。

財務諸表における不確実性について何を開示すべきかの決定には、判断が必要となる。IASBが公表した設例は、IFRS会計基準の既存の要求事項及び重要性の定義(実務記述書第2号「重要性の判断の行使」の考慮事項を含む)を用いて、企業がこの決定を行う際の助けとなることを目的としている。



Shape the future
with confidence



The better the question. The better the answer. The better the world works.

IFRS会計基準では、IAS第1号第7項に記載されているとおり、「情報は、それを省略したり、誤表示したり不明瞭にしたりしたときに、主要な利用者が特定の報告企業に関する財務情報を提供する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合には、重要性がある」とされる。言い換えれば、重要性は関連性の企業固有の一側面であり、個々の企業の財務報告書の文脈においてその情報が関連する項目の性質若しくは大きさ(又はその両方)に基づくものである。

評価すべき情報を識別する際の出発点は、IFRS会計基準に定められた要求事項である。しかし、企業は、その意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る情報を検討し、主要な利用者(現在の及び潜在的な利用者の両方)の共通の情報ニーズも考慮する必要がある。

したがって、企業は財務諸表以外の情報源(例:年次報告書の他のセクション、同じ産業や競合他社に関する情報など)からの情報も考慮することが必要となる場合がある。

企業は、性質若しくは大きさ(又はその両方)など、さまざまな理由により特定の情報に重要性があると結論付けることがある。したがって、重要性の判断には定量的な考慮と定性的な考慮の両方が含まれる。

- 定量的要因は、影響の大きさ(認識済及び未認識)を考慮するものである。
- 定性的要因は、企業の取引、その他の事象や状況に関する特性であり、存在する場合には主要な利用者の意思決定に影響を与える可能性が高まるものである。これには企業固有の要因と外部要因の両方が含まれる。企業固有の要因には、企業の取引、事象や状況の特性、例えば、関連当事者取引、一般的でないかまたは標準的でない取引、事象や状況などが含まれる。外部要因には、企業の活動する状況、例えば、企業が事業を営む地理的な所在地、業種、企業が事業を営んでいる経済の状態などが含まれる。

重要性があるかどうかを判断するには、判断と企業固有の事実及び状況の評価が必要である。本設例は、示されている事例だけでなく、すべての不確実性に対して同様に適用されるため、企業は自社の状況に本ガイドラインを適用できるように本設例の前提にあるロジックを慎重に検討する必要がある。

設例1－重要性の判断

この設例は、IAS第1号「財務諸表の表示」第31項(IFRS第18号適用後はIFRS第18号第20項)の要求事項を企業がどのように適用するかを扱っているものである。また、財務諸表の文脈における重要性の判断を、対照的な2つのシナリオを用いて例示している。

シナリオ1

シナリオ1では、重大な気候関連リスクにさらされている企業が、自社の移行計画が財務諸表に影響を与えていないことについて説明することが、重要性がある情報を提供すると判断している。企業は、IAS第1号第31項(IFRS第18号第20項)の適用において影響を与えていないことを開示する際、企業固有の事実及び状況を考慮して重要性の判断を行う。

企業が考慮する企業固有及び外部の定性的要因には、以下が含まれる：

- 気候関連リスクへの企業のエクスポージャーの性質及び程度
- 企業の事業に対しての移行計画の重大性
- 企業が事業を営んでいる産業及び法域(市場、経済、規制、法律の環境など)。

シナリオ2

シナリオ2では、企業は気候関連の移行リスクに対するエクスポージャーが限定的であり、自社の温室効果ガス排出方針が財務諸表に影響を与えていないことに関する説明が、重要性がある情報を提供することにはならないと判断している。

企業が重要性の判断を行う際に考慮する企業固有及び外部の定性的要因には、企業の温室効果ガス排出方針が将来の事業活動に著しく影響を及ぼさないと見込まれること、温室効果ガス排出量が低水準であり、気候関連の移行リスクへのエクspoージャーが限定的である産業で企業が事業を営んでいることが含まれる。

設例2—仮定：減損テストに関する特定の要求事項

設例2は、IAS第36号「資産の減損」第134項の要求事項を例示しており、のれんや耐用年数を確定できない無形資産の減損テストに用いる見積りに関する開示要求を含んでいる。設例2は、のれんの回収可能価額が帳簿価額を上回っている場合の、のれんの減損テストに関連する主要な仮定及び感応度分析の開示方法を例示している。設例2及び設例3は、割引率や成長率だけでなく、重要性がある情報を提供する場合にはすべての主要な仮定を開示すべきであることを強調している。

設例3—仮定：全般的な要求事項

設例3は、IAS第1号第125項及び第129項(IFRS第18号適用後は、IAS第8号「財務諸表の作成基礎」第31A項及び第31E項)の要求事項を例示しており、見積りの不確実性の発生要因についての開示要求を含んでいる。設例3は、翌事業年度中に資産および負債の帳簿価額に対して重要性がある修正を生じさせる重大なリスクがある仮定について、たとえその仮定が翌事業年度中に解消されない場合でも、企業に情報開示が求められる場合があることを例示している。また、企業が開示する可能性のある情報の例も示している。

企業が自社の仮定に関する情報に重要性があるかどうかを判断する際には、以下の事項を考慮する：

- 資金生成単位(CGU)の帳簿価額の大きさ
- 経営者が仮定を決定する際の判断の主觀性又は複雑性
- 翌会計年度に新たな情報又は新たな事象が仮定の変更を生じさせる可能性があるというリスク
- 仮定の変更に対するCGUの帳簿価額の感応度

設例4—信用リスク

設例4は、IFRS第7号「金融商品：開示」第35A項から第36項の要求事項を例示しており、信用リスクに関する開示要求を含んでいる。設例4で想定されている事実関係では、気候関連リスクが信用リスク・エクspoージャーに重大な影響を与える2つの貸付金ポートフォリオを、企業は識別している。

この設例は、気候関連リスクが2つのポートフォリオに係る信用リスク・エクspoージャーに与える影響に関する情報に重要性があると企業が判断する際に考慮する要因(例：ポートフォリオの規模、気候関連リスクの影響の重大性など)を例示している。また、IFRS第7号第35A項から第36項の要求事項を適用する際に開示される情報の例も示している。

設例5—廃棄及び原状回復引当金

設例5は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」第85項の要求事項を例示しており、認識された引当金の各クラスに関する開示要求を含んでいる。設例5では、企業がIAS第37号第85項に従い、義務の内容の簡潔な説明、決済に必要となる経済的便益の流出が見込まれる時期、流出の金額や時期についての不確実性の指標などの情報を提供している。これは、義務の決済に要するコストが現在価値に割り引きされている結果、認識されている引当金に定量的な重要性がないものの、工場解体及び敷地原状回復の義務に関する情報に重要性があるためである。設例は、義務に重要性があるかどうかを判断する際に関連する可能性のある要因(例:早期決済のリスク、割引前ベースでの義務を決済するコストの大きさなど)も例示している。

設例6—注記における分解情報の開示

設例6は、IFRS第18号第41項から第42項およびB110項の要求事項を例示しており、集約及び分解に関する開示要求を含んでいる。設例6では、企業が同じクラスに属する2種類の有形固定資産を所有・使用しているが、これらは使用による温室効果ガス排出量が異なる。企業は、財務諸表の注記において、2種類の有形固定資産の帳簿価額などの情報を分解して開示している。

この設例は、企業が「2種類の有形固定資産は、リスク特性が十分に異質であることから、これらの種類の有形固定資産に関する情報の分解によって重要性がある情報となるかどうか」を判断する際に考慮し得る要因(例:有形固定資産の帳簿価額の大きさ、企業の事業に対する気候関連の移行リスクの重大性、外部的な気候関連の定性的要因(市場、経済、規制及び法律の環境を含む、企業が事業を営む産業及び法域))を例示している。なお、この設例はIAS第1号とは異なるIFRS第18号の要求事項の適用例であるが、企業はIAS第1号の関連要求事項(第29項から31項及び第77項を含む)を適用する際にも分解情報に重要性があるかどうかを検討する必要がある。



弊法人のコメント

企業は財務諸表の変更を適用するために十分な期間を確保することが認められているが、これらの設例はIFRS会計基準の既存の要求事項を反映しており、規制当局は企業が次の財務諸表作成時に設例を考慮していることを期待する可能性が高い。IASBは、本設例が気候関連リスクだけでなく、他の不確実性にも関連するものであることを明確にしている。

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバー・ファームを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバー・ファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバー・ファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバー・ファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください

本資料は009872-25GbIの翻訳版です。

ey.com/ja_jp